特区	区 総合公 名	\$ 【 提案事項名	整理番号	提案事項の具体的内容	政策課題	回数	国と地方の協議(書面協議) 担当省庁の見解 [A-1:指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2:全国展開で実施 B:条件を提示して実施 C:代替案の提示 D:現行法令等で対応可能 E:対応しない F:各省が今後検討 Z:指定自治体が検討]							国と地方の協議(書面協議) 指定自治体の回答 [a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他]		内閣府記載欄 [ :提案者の取組を実現するための方策について国と地方で合意に至ったもの :提案者の取組を実現するため方策の方向性について合意 至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの :取組を実現するための方策について国と地方の間に見解 の相違があり、合意に至らなかったもの :一旦協議を終了し、提案者側で再検討を行うもの]	
							担当省庁· 担当課	根拠法令	対応	実施時期	スケ ジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件 / 代替案の内容とその妥当性・論点など 切応の但し書き	対応	理由等		内閣府コメント	内閣府 整理 ~
地 2	島取代会が 場合が 場合が 場合が 場合が 場合が 場合が 場合が 場合が は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	プレウェイ型カー シェアリング実施 基準の明確化	2031	ワンウェイ(乗り捨て)型のレンタカー型カーシェアリングを実施するため次のことを提案する。 通連等で定めら ルているレンタカー型カーシェアリング にワンウェイ方式を含めること。 乗り はてスポットの設置や必要となる通信 インフラ等の設置など許可要件の基準 を明確化すること	地方の中小都市では公共交通機関が 脆弱なため、自家用車利用(1世帯に 複数会)の二人が高いが、半子市の 中心市街地では駐車場の十分な確保 が困難なこと等のため、住民の交通の 利便性があたるい高(ない、また、大学高 原への通院等を目的とする域外から の来訪者にとっても、公共変通機関が 脆弱なため交通の利便性がよくない、 商店街事業者にとってはマイカー利用 客の取り込みが必要だが、駐車場の 確保が困難なため、これまで以上の集 客が難し、住民や域外の来込合。商 店街事業者にとってはの車を減らして を計している。 には交通の利便性を高めるため、商 店街事業有けには自りの事を減らして を可能してりまった。小 型電動モビリティセドと様いでアリン ヴを実施する計画がある。しかし、明 確な基準やルール設定がなされてい、明		国土交通省省即 即車		D	提案書側の側線を の側数 検討結果 による	提案者側 の検討結果 による	提案のワンウェイ型カーシェアリングの実施にあたっては、現行規定の運用、解釈で対応が可能、なお、提案者側との協議の結果、提案者側において、引き続き他法令の適用に係る調整、検討を行うこととなっている。	a	ワンウェイ型カーシェアリングの実施にあたり、現行規定の運用、解釈で対応可能なことを了解しました。今後、課題や不明な点等が発生した場合、ご相談に応じていただきたく思いますので、よろしくお願いいたします。		自治体の取組は実現可能となったため協議終了。但し、 自治体は平成26年度中の事業開始を検討していることか 6、今後、自治体がワンウェイ型カーシェアリングを実施す るに当たり自治体から相談があった場合、国土交通省は 必要に応じて助言を行うこと。	
					ないため、具体的な検討を進めることが出来ない。	2回目											
地 2	鳥取取(次次) 域 グランド 大学	電力供給の下限値 の要件緩和	直 2032	R(107V)を上回り、電気製品等に損害を与える危険性がある。そのたけ、 消費量を下回るサカーでは出め、徐々	電力インフラが脆弱な中山間地域においては停電が多く、また長引く可能性が高い、このような場合でも、地域の再生可能エネルギー(中小水力発電)を活用し、砂電気事業者の送配電網を利用して、住民が生活できる必要最低限の電力を供給するシステムを構築・連用したい、しかい電力を注定電圧(101±6V)で供給することができないためシステムを構築・運用することが出来ない。	目	経済産業省資 選工ネルギー庁 電気:ガノ市場 電気:ガフ市場整 備課、電力基盤 整備課	·電気事業法第26条。電気事業法施行 規則第44条	Z			御提案は、災害時に、自治体の小水力発電を使用し、電力会社の送配電網を活用して、発電所周辺地域に電力供給を行う際に、電圧及び周波数維持義務を緩和して欲しいという要望と認識。電圧及び周波数維持義務は、一般電気事業者及び特定電気事業者に課されているものであるが、当該サービスの事業主体、事業内容、対象区域の現在の電力設備系統図や発電設備等の基礎的な情報が提示されていないことから、そもそも規制対象であるかを判断する上でもこれらの情報が最低限必要。加えて、停電が発生しやすい系統の反対側(岡山側)からも系統が接続していることから、当該方面から電力が供給できることが確認できれば、そもそも諸問題は解決する可能性もある。このため、この点について中国電力に確認することが必要ではないか。なお、停電からの復旧移行時に「電圧の低い」電気を供給するという機想については、制度以前の問題として、技術的に需要側の設備が使用可能なのか、また、需要家側の了解が得られるのかという問題点もあるものと思料。	d	責省からのご指摘を踏まえ、現在システムの構築に向けて、中国電力や関係者と検討を進めて いるところ。検討を進めるに当たって、指摘事項に関する整理を行い、改めて協議を行いたい。		取組の実現に向けて、自治体は経済産業省の指摘を踏まえ、システム構築に向けて検討を行うことが必要、一旦協議は終了するが、検討をした上で春以降に経済産業省と改めて協議を行うこと。	
						2回目					/						
地j 29	鳥取発 対域 社域 そ29 デル会創 造特区	るダム水路主任技 術者選任の要件組	t 2033	地域にのける水が下行が内が内内に中が 水力発電の推進を図るため、ダム水 路主任技術者の外部委託を可能とす るよう要件緩和を行うこと(春協議にお いて現行制度で対応可能のとされてい るため投資が1、確認のお)	が力発電事業を実施するためにはダム水路主任技術者を選任しなければならない。しかし、この資格を取得するためには整備が多まかあ要託は認められないなど、新たに水力発電事業を計画する者にとっては大きな障害となっている。		経済産業省電 力安全課	·電気事業法第43 条 ·電気事業法施行 規則第52条	D			平成24年3月30日付け「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」改正により、自家用電気工作物については、出力に関係なく、ダム水路主任技術者を派遣労働者又は委託契約を結んだ者から選任することが可能となっており、自治体の要望については、既に措置済。 (参考: http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2012/04/240402-1.html)	a	(コメント無)	ļ	自治体の取組は実現可能であることが確認されたため、 協議終了。	
						2回目											